

2 特別会計

国民健康保険事業など4つの特別会計の決算額合計は、歳入合計93億8,900万円（対前年度比（以下同じ）2.0%増）に対し、歳出合計92億734万円（1.9%増）となりました。

国民健康保険事業、水沼診療所、介護保険事業及び後期高齢者医療の各特別会計は、すべて黒字決算となりました。

(1) 歳入決算の状況

（単位：千円）

会計区分	令和3年度	構成比(%)	令和2年度	構成比(%)	増減額	増減率(%)
国民健康保険事業	4,515,508	48.1	4,390,326	47.7	125,182	2.9
水沼診療所	7,335	0.1	7,772	0.1	△437	△5.6
介護保険事業	4,296,924	45.8	4,234,576	46.0	62,348	1.5
後期高齢者医療	569,233	6.0	568,900	6.2	333	0.1
歳入合計	9,389,000	100.0	9,201,574	100.0	187,426	2.0

(2) 歳出決算の状況

（単位：千円）

会計区分	令和3年度	構成比(%)	令和2年度	構成比(%)	増減額	増減率(%)
国民健康保険事業	4,421,610	48.0	4,300,973	47.6	120,637	2.8
水沼診療所	7,126	0.1	7,434	0.1	△308	△4.1
介護保険事業	4,209,738	45.7	4,158,114	46.0	51,624	1.2
後期高齢者医療	568,866	6.2	567,504	6.3	1,362	0.2
歳出合計	9,207,340	100.0	9,034,025	100.0	173,315	1.9

3 企業会計

<水道事業会計>

収益的収支は黒字決算となりましたが、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金等で補てんしました。

<工業用水道事業会計>

収益的収支は赤字決算となり、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金等で補てんしました。

<市民病院事業会計>

収益的収支は黒字決算となりましたが、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

<下水道事業会計>

収益的収支は赤字決算となり、資本的収支は収入額が支出額に対し不足したため、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしました。

(1) 収入決算の状況（消費税込み）

（単位：千円）

会計区分		令和3年度	構成比 (%)	令和2年度	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)
上水道事業	収益的	1,357,550	15.6	1,224,977	16.9	132,573	10.8
	資本的	1,859,781	21.4	534,053	7.4	1,325,728	248.2
工業用水道事業	収益的	156,375	1.8	158,866	2.2	△ 2,491	△ 1.6
	資本的	0	0.0	0	0.0	0	-
市民病院事業	収益的	4,240,685	48.8	4,260,638	58.8	△ 19,953	△ 0.5
	資本的	245,538	2.8	224,639	3.1	20,899	9.3
下水道事業	収益的	463,564	5.4	491,682	6.8	△ 28,118	△ 5.7
	資本的	362,838	4.2	346,214	4.8	16,624	4.8
合計		8,686,331	100.0	7,241,069	100.0	1,445,262	20.0

(2) 支出決算の状況（消費税込み）

（単位：千円）

会計区分		令和3年度	構成比 (%)	令和2年度	構成比 (%)	増減額	増減率 (%)
上水道事業	収益的	1,006,892	11.8	985,286	13.4	21,606	2.2
	資本的	2,381,504	28.0	1,018,508	13.9	1,362,996	133.8
工業用水道事業	収益的	177,394	2.1	188,082	2.6	△ 10,688	△ 5.7
	資本的	41,772	0.5	45,753	0.6	△ 3,981	△ 8.7
市民病院事業	収益的	3,584,613	42.2	3,437,795	46.9	146,818	4.3
	資本的	367,639	4.3	702,284	9.6	△ 334,645	△ 47.7
下水道事業	収益的	530,510	6.2	551,897	7.5	△ 21,387	△ 3.9
	資本的	414,143	4.9	403,249	5.5	10,894	2.7
合計		8,504,467	100.0	7,332,854	100.0	1,171,613	16.0

なお、公営企業のすべてにおいて、財政健全化法上の資金不足は生じていません。

※資金不足比率…公営企業ごとの事業規模に対する資金不足額の割合を示すもの